

## ⑤市町村の計画策定に対する人的 支援、復興事業の担い手等

### ■具体的な施策等

- 地域づくりに関する専門家派遣支援事業
- P F I 事業による震災復興の促進
- まちづくりにおける女性の意見の反映
- 復興支援員の配置・自治体職員の派遣
- 民間投資家の出資を促す産業復興出資事業等
- 復興計画の策定支援
- 復興まちづくり人材バンク
- 官民連携による震災復興の推進
- 多様な主体の協働による新たな地域づくり

地域づくりに関する専門家派遣支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>各府省庁等に協力を仰ぎ、所管する分野における既存の専門家データベースを幅広く束ねた検索ポータルサイトを構築し、被災自治体において必要な人材をワンストップで探し出せるようにした。また、平成 23 年度第 3 次補正予算成立以降、被災自治体の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を復興庁と連携し、派遣した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3 年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
<p>予算措置なし。</p>		

PFI事業による震災復興の促進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 被災地における地方公共団体では、PFI の実務経験がなく、多様な震災対応のため人材が不足していることから、被災地方公共団体への支援が必要である。そのため、これまで以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地方公共団体へのPFI専門家の派遣</li> <li>・被災地におけるPFI事業の活用推進のための民間側の参画意向等の整理</li> <li>・PFI法改正を受けた政令・内閣府令制定、基本方針・ガイドラインの改正</li> <li>・PFIの手続き簡易化等を目的としたガイドラインの改正やマニュアルの策定</li> <li>・収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業や複数施設の包括的な整備・運営等によるPFI事業の案件形成を支援</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 本施策は平成 26 年度で終了。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 本施策は平成 26 年度で終了。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 震災復興に資するPFI事業の案件形成支援により、民間資金を活用した復興の促進が期待される。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		

まちづくりにおける女性の意見の反映		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iv)まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
(各分野共通)		
<p>○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ(「被災者の多様なニーズに対応した支援について」、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行い、復旧・復興過程における災害弱者の支援や意見の反映に寄与するよう努めた。</p> <p>○ 平成 23 年 12 月 15 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「復興過程における多様な視点の反映について」を発出し、「まちづくりにおける女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映されやすい環境整備」など、復興の過程において多様な視点を反映していただくよう働きかけた。</p>		
(男女共同参画)		
<p>(1) 平成 23 年 8 月 1 日に、男女共同参画局ホームページ、5 日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「まちづくりへの女性等が意見を反映しやすい環境整備に努めること」などについて、周知を図った。</p> <p>(2) 平成 23 年 8 月 2 日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「まちづくりのプロセスにおいて女性の参画を進め、女性等を含めた多様な国民の意見、地域での生活者の声を反映していくこと」などについて、周知を図った。</p> <p>(3) 平成 23 年 12 月 15 日に、「復興過程における多様な視点の反映について」を男女共同参画局のホームページに掲載し、27 日に男女共同参画局メールマガジンで発信を行い、周知を図った。</p> <p>(4) 平成 24 年 1 月 12 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「東日</p>		

本大震災に係る復興基金」について、コミュニティビジネス支援を含む男女共同参画の視点を踏まえた積極的な活用・取組が進められるよう働きかけるため活用例を作成し、復興に当たり男女共同参画の視点を十分に反映していただくよう働きかけた。また、「男女共同参画の視点を生かした地域における暮らしの再生に関する事例(東日本大震災からの復興)」について取りまとめ、女性の起業等の支援の参考としていただくよう働きかけた。さらに、「阪神・淡路大震災における女性の参画によるコミュニティビジネスに関する事例」を取りまとめ、復興基金の活用に当たり参考としていただくよう働きかけた。いずれも、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。

- (5) 平成 24 年 2 月 15 日に、計画等の策定の場合への女性の参画など、男女共同参画の視点から留意していただきたいポイント等について取りまとめ、「男女共同参画の視点を生かした復興まちづくり」として、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し発出し、復興の取組の参考となるよう働きかけを行った。また、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。
- (6) 平成 24 年 6 月に公表した「平成 24 年版男女共同参画白書」において、「男女共同参画の視点からの防災・復興」を特集のテーマに取り上げ、復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の割合を含む地方公共団体における復興への取組を記載した。また、男女共同参画会議監視専門調査会において、平成 24 年 9 月から、防災・復興における男女共同参画の推進に関する施策を監視し、同年 12 月に、防災・復興に係る政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大等について意見を取りまとめた。いずれも、男女共同参画局のホームページ及び男女共同参画局広報誌への掲載等を行い、周知を図った。
- (7) 平成 24 年 11 月から平成 25 年 1 月にかけて、東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査として、アンケート調査及びヒアリング調査を行った。
- (8) 平成 25 年 5 月に、東日本大震災等の対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成した。作成に当たっては、有識者からなる検討会を開催するとともに、関係者から広く意見を聴取する意見交換会を開催した。また、取組指針案をホームページに掲載して広く意見を聞くとともに、地方公共団体に対して意見照会を行った(平成 25 年 3 月末から 4 月 19 日)。取組指針は、関係省庁の協力を得て、地方公共団体に通

<p>知したほか、平成 25 年 10 月から 11 月にかけて内閣府及び消防庁が全国9か所で開催したブロック会議において説明を行った。また、平成 26 年2月には、取組指針の内容を紹介する英文パンフレットを作成した。</p> <p>(9) 男女共同参画会議監視専門調査会の下に防災・復興ワーキング・グループを設置し、監視専門調査会が平成 24 年 12 月に取りまとめた意見のフォローアップを行った。同ワーキング・グループの報告を受け、監視専門調査会は、平成 26 年2月に「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」を取りまとめた。平成 26 年 4 月 25 日に開催された男女共同参画会議においては、本意見の報告を受け、今後の取組事項として、復興に係る政策・方針決定過程への女性の参画拡大の一層の推進等を決定した。</p> <p>(10) 平成 26 年度は、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、男女共同参画センター等が中心となり、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題を明らかにする「地域防災における男女共同参画の推進事業」を東日本大震災の被災地域を含む8団体で実施した。事業成果については、男女共同参画局ホームページや広報誌等で広く共有を図った。</p>
<p>当面(今年度中)の取組み</p>
<p>(男女共同参画)</p> <p>○ 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」や地域における男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を地方公共団体と共有し、男女共同参画の視点を反映したまちづくりが行われるよう、取組促進の働きかけを行っていく。</p>
<p>中・長期的(3年程度)取組み</p>
<p>(各分野共通)</p> <p>○ 地方公共団体により適切に取組がなされているか必要に応じて状況を見ていく。</p>
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<p>○ まちづくりに女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の意見を反映させることで、誰もが安心して豊かに暮らせる社会となる。なお、政府の取組はこのための環境整備であり、効果や目標を定量的に図ったり、時期を設定したりするようなものではない。</p>
<p>平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況</p>
<p>予算措置なし</p>

復興支援員の配置・自治体職員の派遣		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域のコミュニティ再構築を図るため、被災地域に居住しながら、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」に一定期間(概ね1年以上最長5年)従事する「復興支援員」制度を創設し、震災復興特別交付税により支援しているところ。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>総務省においては、被災市町村に対する支援の観点から、全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市町村から被災市町村に対する職員派遣の体制を構築しているほか、OB職員や民間企業等の人材の活用による人的支援を行っている。また、地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れに要する経費については、震災復興特別交付税措置を講じているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方自治体に、「復興支援員」制度について、より一層の周知を図り活用を促すことで、引き続き被災地域のコミュニティ再構築を図る。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>引き続き、地方公務員の派遣、OB職員や民間企業等の人材の活用による人的支援を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>平成 27 年 6 月 24 日の復興推進会議において、平成 28 年度以降も引き続き震災復興特別交付税措置することを決定しており、今後も被災地域に真に必要な復興に伴う地域協力活動を支援する。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>平成 27 年 6 月 24 日の復興推進会議において、平成 28 年度以降も引き続き震災復興特別交付税措置することを決定している。また、引き続き、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で、必要な人的支援を行う。</p>		

期待される効果・達成すべき目標

(復興支援員の配置について)

被災地域に居住しながら、住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動に取り組む人材を被災地域内外から募集し、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援を行うことにより、地域に根差したコミュニティ主体の復興の促進が図られる。

(自治体職員の派遣について)

被災自治体において必要な職員の派遣について支援することにより、被災地の復旧・復興に向けた事業の円滑な実施を図る。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

民間投資家の出資を促す産業復興出資事業等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	官民一体となって震災復興に取り組むため、公的機関の活用や公的資金の投入だけでなく、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用や土地信託手法、官民連携(PPP)、PFI手法の活用や、NPO、地元企業、まちづくり会社、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興についても促進する。	平成 27年 6 月
これまでの取組み		
指定金融機関(商工中金等)が金融検査上「資本」と認識される長期の劣後ローンを提供する資本性劣後ローンの制度運用を平成23年12月より開始。民間金融機関からの金融支援と合わせて、少なくとも44.6億円以上を融資済。		
当面(今年度中)の取組み		
着実な制度運用に取り組む。		
中・長期的(3年程度)取組み		
他の震災対応の危機対応業務の運用も踏まえ検討。		
期待される効果・達成すべき目標		
225億円(民間金融機関からの金融支援を含む。)を融資する。		
平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況		
—		

復興計画の策定支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(i)被災した市町村の復興計画の円滑な策定を支援するため、被災市町村の要請に応じて、「津波被災市街地復興手法検討調査」等により、関係府省が連携して現地の状況把握や復興手法等の整理を行い、被災市町村に提供する。 (iv)まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 被災した地方自治体の復興に向けた取組を支援するため、①被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方自治体に提供するとともに、②被災状況や都市の特性、女性や高齢者等から幅広い意見を聴取し、地元の意向等に応じた復興のパターンを分析、③これに対応する復興手法等について調査・検討を行い、市町村の復興計画策定を支援。</p> <p>(津波被災市街地復興手法検討調査は、平成23年度にて完了)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
—		

復興まちづくり人材バンク		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii) まちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土交通省都市局では、平成 23 年度 1 次補正により津波被災市街地復興手法検討調査を実施し、被災自治体の復興まちづくりを支援してきたところ。</li> <li>○ また、平成 23 年度 3 次補正により、市町村や地域住民等へのまちづくり専門家派遣を支援し、円滑な復興まちづくりを推進するため、全国に存在するまちづくり専門家のデータベース化を進め、復興まちづくり人材バンクとして公開した。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興まちづくり人材バンクを利用した、被災地への多様な専門家の派遣を進める。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興まちづくり人材バンクを利用した、被災地への多様な専門家の派遣を進める。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地権者や地域住民等による合意形成や計画策定等の民間レベルでのまちづくりを円滑に進める。</li> </ul>		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
—		

官民連携による震災復興の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討に必要な経費を助成する制度(「震災復興官民連携支援事業」)を、平成 24 年度に創設。</li> <li>○ 震災復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件を募集し、応募のあった案件から、これまでに 39 件を支援対象として選定し、補助金を交付。選定された地方公共団体等が、官民連携事業導入の検討を実施。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討に必要な経費を支援することにより、震災復興における官民連携手法の活用を促進する。</li> <li>○ 3 月 3 日から 4 月 17 日までの期間で、震災復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件の提案募集を、被災地の地方公共団体等に対して実施。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し、検討に必要な経費を支援することにより、震災復興における官民連携手法の活用を促進する。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地のニーズを基に、復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し、検討に必要な経費を支援することにより、震災復興に係る官民連携事業の案件形成を促進する効果が期待される。</li> </ul>		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興官民連携支援事業 160 百万円【復興特会】</li> </ul>		

多様な主体の協働による新たな地域づくり		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	(1)⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 (4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(1)⑤(iii) (4)④(ii)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度は、地方公共団体、地域金融機関、NPO 等で構成される地域づくり活動支援体制構築に対する補助を行うことで、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、地方部における地域の活性化を図り、全国に9件の地域づくり活動支援体制を構築した。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体、地域金融機関、NPO 等で構成される地域づくり活動支援体制構築に対する補助を行うことで、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、被災地を含め地方部における地域の活性化を図る。また、地域の人手不足を解消し、担い手を確保するため、この中間支援の対象となる地域づくり活動が多役・多業型である場合には、この地域づくり活動自体に要する経費についても補助する。</li> </ul>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地を含め、地域づくり活動支援体制構築に対し補助を行い、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、被災地を含め地方部における地域の活性化を行う。同時に、地域づくり活動支援体制どうしが連携できる全国ネットワークを立ち上げ、地域づくり活動を重層的に支える環境を整備する。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方における地域資源を活かした多様な主体による新たな地域ビジネス等が創出され、地域の活性化が図られる。</li> </ul>		
平成 27 年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体の連携による地方部の地域づくり推進経費 38 百万円</li> </ul>		